

## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b>	<b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b>
<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p>
令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
令和 4 年 7 月 22 日 改正	令和 4 年 7 月 22 日 改正
令和 6 年 2 月 27 日 改正	令和 6 年 2 月 27 日 改正
<u>令和 7 年〇月〇日 改正</u>	
厚生労働大臣 田村 憲久	厚生労働大臣 田村 憲久
第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等	第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等
1、2 （略）	1、2 （略）
3. 法人の現状及び課題	3. 法人の現状及び課題
(略)	(略)
また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など <b>NC及び国立健康危機管理研究機構</b> （以下「NC等」という。）の分野横断的な領域については、 <b>NC等での</b> 相互連携が重要である。	また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など <b>NCの</b> 分野横断的な領域については、 <b>NCでの</b> 相互連携が重要である。

## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>4 (略)</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 (略) また、「自殺総合対策大綱」（<u>令和4年10月14日閣議決定</u>）を踏まえ、自殺予防研究を推進する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業] (略) ①、② (略) ③ <u>NC等</u>間の疾患横断領域における連携推進 <u>NC等</u>の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、<u>NC等</u>間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。 具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、<u>NC等</u>がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとす</p>	<p>4 (略)</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 (略) また、「自殺総合対策大綱」（<u>平成29年7月25日閣議決定</u>）を踏まえ、自殺予防研究を推進する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業] (略) ①、② (略) ③ <u>NC間</u>の疾患横断領域における連携推進 <u>NC間</u>の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、<u>NC間</u>の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。 具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、<u>NC</u>がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとす</p>
--	---

## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>る。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、<u>NC等</u>の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]</p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び<u>NC等</u>の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書をとりまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>る。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、<u>NC</u>の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]</p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び<u>NC</u>の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書をとりまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項</p>
--	--

## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

(略)	(略)
① (略)	① (略)
② <b>独立行政法人国立病院機構等</b> との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るために、競争入札等の取組を促進する。	② <b>NC等</b> との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るために、競争入札等の取組を促進する。
③～⑥ (略)  (略)	③～⑥ (略)  (略)
2 (略)	2 (略)
第5 (略)	第5 (略)
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 (略)	第6 その他業務運営に関する重要事項 1 (略)
2. 人事の最適化  医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。  また、 <b>NC等</b> 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。  (略)	2. 人事の最適化  医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。  また、 <b>NC</b> 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。  (略)
3 (略)	3 (略)